

## 厚生労働大臣の定める掲示事項

- ▶3 階東病棟には1日平均12人以上の看護職員(看護師および準看護師)が勤務しています。  
なお、時間帯毎の看護職員配置は次のとおりです。

9:00~17:00	17:00~9:00
看護職員一人あたりの受け持ち人数は5人以内です。また、看護補助者一人あたりの受け持ち人数は11人以内です。	看護職員一人あたりの受け持ち人数は15人以内です。また、看護補助者一人あたりの受け持ち人数は44人以内です。

- ▶3 階西病棟には1日平均12人以上の看護職員(看護師および準看護師)が勤務しています。  
なお、時間帯毎の看護職員配置は次のとおりです。

9:00~17:00	17:00~9:00
看護職員一人あたりの受け持ち人数は5人以内です。また、看護補助者一人あたりの受け持ち人数は11人以内です。	看護職員一人あたりの受け持ち人数は14人以内です。また、看護補助者一人あたりの受け持ち人数は41人以内です。

- ▶4 階病棟には1日平均8人以上の看護職員(看護師および準看護師)が勤務しています。  
なお、時間帯毎の看護職員配置は次のとおりです。

9:00~17:00	17:00~9:00
看護職員一人あたりの受け持ち人数は9人以内です。また、看護補助者一人あたりの受け持ち人数は9人以内です。	看護職員一人あたりの受け持ち人数は25人以内です。また、看護補助者一人あたりの受け持ち人数は25人以内です。

- ▶5階病棟には1日平均8人以上の看護職員(看護師および準看護師)が勤務しています。  
なお、時間帯毎の看護職員配置は次のとおりです。

9:00~17:00	17:00~9:00
看護職員一人あたりの受け持ち人数は9人以内です。また、看護補助者一人あたりの受け持ち人数は9人以内です。	看護職員一人あたりの受け持ち人数は25人以内です。また、看護補助者一人あたりの受け持ち人数は25人以内です。

令和6年4月